

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

総合支援資金（特例貸付）のご案内

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活に困窮された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。

相談・申請の窓口はお住まいの市区町村社会福祉協議会になります。まずは市区町村の社会福祉協議会までお電話でお問合わせ・ご相談ください。

1 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

＜対象要件＞

- ・原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会や、ハローワーク等の関係機関から貸付後の継続的な支援（就労支援、家計相談支援等）を受けることに同意していること
- ・本人及び世帯員が暴力団でないこと
- ・他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと

2 貸付限度額 ※原則として3か月以内

- ・単身世帯：月15万円以内
- ・複数世帯：月20万円以内

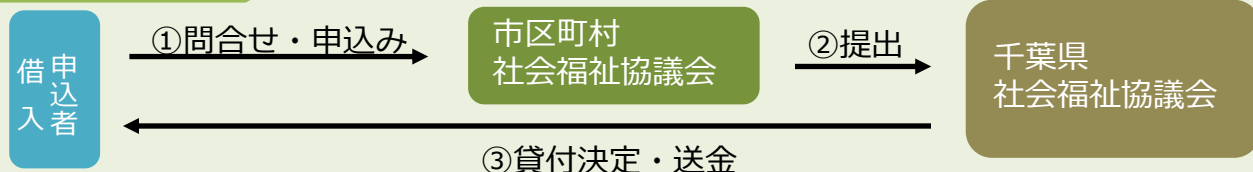
3 貸付方法(条件)

- (1)据置期間(返済猶予期間)：貸付最終月末より1年以内
- (2)償還期限(返済期間)：据置期間経過後10年以内
- (3)貸付利子：無利子
- (4)連帯保証人：不要

4 申込み方法・手続きについて

窓口はお住まいの市区町村社会福祉協議会です。申請窓口の混雑状況や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来所される前に必ず市区町村社会福祉協議会へお電話でお問合わせ・ご相談ください。申請書類を郵送で行っている場合もあります。

貸付手続きの流れ



5 申請に必要な書類等 ※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

- 本人確認ができる証明書（運転免許証のコピー又は申込者の顔写真が貼付された証明書）
- 住民票の写し（世帯全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの）
- 資金の振込先口座を確認できるもの
（貸付金の振込先となる通帳の表紙と見開き1ページ目のコピーまたはキャッシュカードのコピー）
- 収入の減少の状況を確認できるもの
（減少となる前後の給与明細、個人事業主の方は確定申告書および収入減が確認できる帳簿等）
- 印鑑（銀行印） ※口座振替依頼書に押印
- 健康保険証の写し（申請時にお持ちの方のみ）
- 求職申込み・雇用施策利用状況確認票のコピー（ハローワーク発行） ※該当者のみ
- 住居確保給付金支給申請書の写し ※該当者のみ

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています

問合・申込先（福）千葉市社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）事務センター
電話043-209-8780 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日・祝日除く）